

施工条件の明示 特記仕様書

令和 8 年度

水配 R08 第 2 号 ハ地区配水管切廻し工事
市道 1-010 号線外 旭市ハ

旭市上下水道課

【施工条件の明示】

1. 工事全般関係

- (1) 本工事には余裕工期を設定しており、その内容は「特記仕様書」のとおりとする。
- (2) 本工事付近には保育所や小学校があるため、事前に協議を行い作業内容の周知徹底を図ること。
- (3) ガス管の切廻し工事も実施予定のため工程管理に協力すること。

2. 工程関係

- (1) 工程表により適正に管理を行い、月末毎に履行報告書を提出すること。
- (2) 交通規制時間は午前9時から午後5時までとするが、所管警察署及び関係機関との協議により変更する必要があるときは、監督職員と協議すること。

3. 用地関係

- (1) 施工に伴いやむを得ず民地へ入る必要があるときは、事前に権利者の了承を得ておくこと。
- (2) 借地等を行うときは、借り受け及び返還時に権利者の立ち合い確認を行うなど、苦情、紛争等が生じないようにすること。

4. 環境対策関係

- (1) 振動・騒音・水質汚濁・地盤沈下・粉塵等による被害の無いよう十分注意すること。
- (2) 舗装版切断作業時に発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。
なお、排水吸引機能を有する切断機械等の確保が困難なときは、非吸引型の切断機を用いてもよいが、排水は必ず回収すること。また、排水が生じない工法で舗装版切断作業を行う場合は、収集した粉塵を産業廃棄物の汚泥（建設汚泥には該当しない）として適正に処理すること。
- (3) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合は、旭市環境保全条例に基づき届出を行うこと。

5. 安全対策関係

- (1) 工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間（4時間）を割り当てて安全・訓練を実施し、その状況を記録、保管しておくこと。
- (2) 片側交互通行による規制を予定していることから、工事標識類や防護柵等の安全施設を十分に設置するとともに、適宜に交通誘導員を配置し道路交通の安全を図ること。
- (3) 施工範囲及びその周辺には、水道管、下水道管、ガス管、NTT 管が埋設されているため、施工前に埋設位置の確認を行い、その内容を作業従事者全員へ周知させること。また、必要により各管理者へ立会確認を依頼し、施工による破損等の事故防止に努めること。
- (4) 車両や歩行者等の通行が多いことから、交通管理には特段に注意し事故防止に努めること。
- (5) 工事案内標識は、施工開始予定日の14日以上前に設置し、地域住民や通過交通へ工事周知を図ること。

6. 工事用道路関係

特になし

7. 仮設備関係

特になし

8. 建設副産物関係

特記仕様書のとおり

9. 工事支障物件等

NTT、ガス埋設管あり

10. 薬液注入関係

特になし

11. その他

- (1) 設計図書に記載なき事項、疑義等が生じたときは監督職員と協議すること。
- (2) 自然条件、現地調査、設計照査及び地域要望等により工事内容を変更することもあるため、これに協力し誠意ある対応をすること。

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、水道工事標準仕様書【土木工事編】（最新版）（以下「標準仕様書」という。）という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、標準仕様書によるものとする。
3. 本工事の施工管理は、「千葉県土木工事施工管理基準」（最新版）、「千葉県企業局水道工事施工管理基準」（最新版）（以下「施工管理基準」という。）によるものとする。なお、施工管理基準に明記が無い工種等については、監督職員の指示によるものとする。
4. 本工事に係る土木工事書類は、「旭市建設工事適正化指導要綱」（最新版）に定めるもの以外は、「千葉県県土整備部土木工事書類作成マニュアル」（最新版）（以下「マニュアル」という。）によるものとする。但し、マニュアル記載の次の項目については、本仕様書によるものとする。
 - (1) 1-1 施工計画書(6)主要資材
生産・加工製造業者及び納入業者の「県内外」選択及び「理由欄」の記載は任意とする。
 - (2) 1-7 工程表
工程表の様式は、「参考」として取り扱い、任意様式可とする。
5. 本工事において配置する現場代理人は、「旭市が発注する建設工事等の現場代理人に関する事務取扱要領」に基づき配置しなければならない。
6. 設計変更等については、契約書第18条から第25条及び標準仕様書共通編1.1.7（契約金額の変更）、1.1.12（設計図書の変更）、1.1.13（工期変更）等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「千葉県土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン」（最新版）（以下「ガイドライン」という。）によることとする。
7. その他、監督職員が指示するものについては、その指示に従うものとする。

第2条 照査

1. 受注者は、ガイドラインに基づき、施工前及び施工途中において設計照査を実施し、ガイドラインのチェックリストを用いて報告すること。
2. ガイドラインのチェックリストに本工事に必要とされる照査項目が不足しているときは、工事打合せ簿へ必要事項を記載し報告すること。

第3条 支給材料

- ~~1. 本工事で使用する仕切弁管は旭市ニの2791番地（片道運搬距離5.0km）の旭配水場から運搬するものとする。~~

第4条 建設副産物

1. 共通事項
 - (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部を提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。
 - (2) 作成対象工事は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生搬出の有無にかかわらず作成する。
 - (3) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。このとき、運搬搬経路図等の添付書類を不足なく添付すること。
 - (4) 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、

実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- (5) 建設廃棄物の処分にあって、原則として産業廃棄物管理制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提出 すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引き渡し時、運搬終了時及び処理終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。
- (6) 搬出に先立ち、受け入れ条件について処分場所へ確認を行わなければならない。また、工事発注後に明らかになった事情等により、本仕様書の処理に難しい場合には、監督職員と協議するものとする。なお、受注者の都合により運搬先を変更したときは、契約変更（増額）の対象としない。
- (7) 建設廃棄物の運搬においては、飛散、流出しないようにするとともに悪臭、騒音、振動等により生活環境の保全上支障が生じないようにしなければならない。

~~2. 建設発生土~~

3. 建設廃棄物

- (1) 本工事により発生する路盤・アスファルト殻は旭市倉橋4368 番地6（片道運搬距離4.4 km）の（有）リサイクルシマダへ運搬し処理するものとする。
- (2) 本工事により発生する廃プラスチック類は旭市三川 14941 番地 1（片道運搬距離 5.9 km）の（株）ブライト 飯岡リサイクルセンターへ運搬し処理するものとする。

~~4. 現場発生品~~

第5条 アスファルト舗装切断時に発生する排水処理

1. 受注者は、可能な限り吸引により回収した排水を産業廃棄物の「汚泥」等として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃掃法」という。）に基づき適正に処理するものとする。
2. 本工事により発生するアスファルト舗装切断排水は山武郡横芝光町寺方578 番地（片道運搬距離25 km）の丸源起業株式会社へ運搬し処理するものとする。
3. 受注者は、排水の処理に関する履行について、廃掃法において定める産業廃棄物管理票（マニフェスト）により管理するものとする。
4. 排水が発生しない工法を採用した場合は、排水吸引機能を有する舗装切断機械等と同様に粉塵の飛散防止を図るとともに、回収した粉塵は廃掃法に基づき適正な運搬及び処理を図るものとする。
5. 受注者は、施工計画書において、排水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならない。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可書の写しを添付しなければならない。

~~第6条 刈草・剪定枝等の処理~~

第7条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置
 - (1) 請負金額が 500 万円以上 となるときは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事となる。なお、対象工事となったときは、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事となる。また、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象とはしない。但し、工事発注後に明らかとなったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
 - (2) 受注者は「千葉県建設リサイクル実施要領」に基づき、建設リサイクル法第 11 条に係る届出（通知）済シールを発注者から通知されたときは、工事現場に掲示されている標識への貼付に努めるものとする。
 - (3) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、その書面は「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」によることができる。

- ①再資源化等が完了した年月日
- ②再資源化等した施設名称及び所在地
- ③再資源化等に要した費用
- 2. 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項
 - (1) 建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取り扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。
 - (2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

第8条 段階確認

第9条 監督職員の確認・立会

1. 受注者は、以下の工種について監督職員の確認・立会を受けなければならない。この際、受注者は、工種、確認・立会の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。但し、確認・立会の実施時期及び実施箇所、確認方法は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施工段階
試掘工	試掘	試掘実施時
不断水連絡工	各管種	不断水施工時
不断水簡易仕切弁設置工	各管種	不断水施工時
配水管布設工	水圧試験	布設完了時
舗装工	路盤工	路盤完了時

2. 確認・立会は、該当工種の出来高確認及び技術的な確認を行うものであり給付の対象とはしない。

第10条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。但し、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導員を配置するものとする。

区 分	昼間作業	夜間作業	摘 要
工事中に勤務する人員	2人	—	片側交互通行

3. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第11条 環境に配慮した工事の実施計画

1. 受注者は、旭市環境基本計画により、施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。工事実施に当たっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

第12条 工期

1. 工期には準備、後片付け、雨天、休日等を見込み、契約締結日の翌日から令和9年2月26日とする。
 なお、休日には日曜日、祝日の他、作業期間中の全ての土曜日を含んでいる。但し、契約締結日の翌日から令和9年2月14日が施工期間であり、残りの期間は竣工図書の整理に充てる余裕工期として見込んでいるため、発注者と交通管理者との間で道路工事の協議を行う道路工事協議書の工期終日は、契約締結日の翌日から令和9年2月14日として協議を行う。そのため道路工事協議書に記載された工期終日以降に施工を行うことはできないものとする。

第13条 作業区分

1. 本工事の作業区分は以下によるものとするが、変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	全ての工事
夜間作業	無し

第14条 工事支障物件

第2章 材料

第15条 材料の確認

1. 本工事に使用する材料にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合、確認した資料を施工計画書に添付し監督職員へ提出して確認を受けなければならない。
2. 材料の使用にあたっては、マニュアルの「材料確認書」を監督職員へ提出し確認を受けなければならない。

第16条 その他

1. 路盤用の砕石及び構造物の基礎に使用する砕石は、再生材を原則とする。

第3章 施工

第17条 配置技術者等

1. 本工事におけるGX形ダクタイル鋳鉄管の施工は、公益社団法人日本水道協会の配水管技能者（耐震継手）または、配水管技能者（大口徑管）の登録を受けている者を技術者として配置しなければならない。
2. 本工事における水道配水用ポリエチレン管の施工は、「配水用ポリエチレンパイプシステム協会」の水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会の受講証を有している者を技術者として配置しなければならない。
3. 本工事における給水管の施工は、「旭市指定給水装置工事事業者」の指定を受けている者でなければならない。

第18条 路盤工

1. 路盤設置のための掘削は、路床土となる部分をできるだけ乱さないように施工し、路盤施工面の基面整正を締固め機械にて行うこと。
2. 受注者は、路盤を築造する工法と一層の仕上がり厚さ（振動ローラを使用した場合は、以下を参考に所定の品質が得られるようにすること。

区 分	路盤を築造する工法	一層仕上がり厚さ
下層路盤	粒状路盤工法	20 c m以下
上層路盤	粒度調整路盤工法	15 c m以下

3. 受注者は、路盤の仕上り厚が2層以上となる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。

第19条 アスファルト舗装

1. アスファルトコンクリートの種類は下記のとおりとする。

車道表層	再生密粒度アスファルト混合物（13）
------	--------------------

2. 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。
3. 受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、混合物の敷き均しにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。受注者は5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組み合わせる等して、所定の締固め度が得られることを確認し施工しなければならない。
 - (1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
 - (2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合温度を決める。但し、その

温度は185℃を超えてはならない。

- (3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
- (4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
- (5) 作業を中断した後、再び混合物の敷き均しを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
- (6) 混合物の転圧延長が10m以上にならないようにする。
5. 受注者は、路盤仕上げ作業直後にアスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。
6. プライムコートの使用量は、1.2L/m²とする。
7. その他、「公益社団法人日本道路協会」出版の舗装関連図書を参考に適切な施工を行うこと。

第20条 薄層カラー舗装

第21条 仮設工（任意仮設）

第22条 水替工

第4章 その他

第23条 社会保険等の加入について

1. 国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（最新版）に基づき元請業者は、下請業者の社会保険等の加入につき指導等を行うこと。

第24条 法定外の労災保険の付保

1. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第25条 自然災害対策

1. 予報が困難な自然災害に備え、あらかじめ対応策を定めておくものとする。
2. 各種自然災害情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第26条 木材の利用の促進について

1. 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「旭市木材利用促進方針」に基づき、受注者は木材及び間伐材等の調達、利用に努めるものとする。

第27条 工事实績情報サービス（コリンズ）の提示方法

1. 請負金額が500万円以上となるときは、工事实績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の対象工事となる。なお、対象工事となったときは、旭市上下水道課工務班への電子メール送付を承諾するので、電子メールをもって提示と替えることとする。（印刷による提出は不要とする。）なお、旭市上下水道課工務班の電子メールアドレスについては、事前に監督職員へ口頭確認を行うこと。
2. コリンズへの登録に関しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くものとする。）

第28条 竣工図の作成方法

1. 旭市における水道管工事の竣工図の構成は、主に次のとおりであり各図の作成方法については監督職員へ確認すること。
 - (1) 位置図、案内図、平面図
 - (2) 配管詳細図
 - (3) 横断図（道路断面・占用位置）
 - (4) 舗装構成図、構造図
 - (5) 復旧平面図
 - (6) オフセット図
 - (7) その他
2. 竣工図の提出方法は、紙（A3縮小版）及び電子データ（CAD・PDF・JPEG）によるものとする。
3. 電子データは、電子記録媒体（CD-R等）による提出とし、施工年度、工事名、工事場所、施工者を電子記録媒体の表面へ記載して、竣工図書へ綴り込むこと。

4. その他、監督職員の指示により竣工図及び電子データを作成すること。

第 29 条 工事写真の整理提出方法

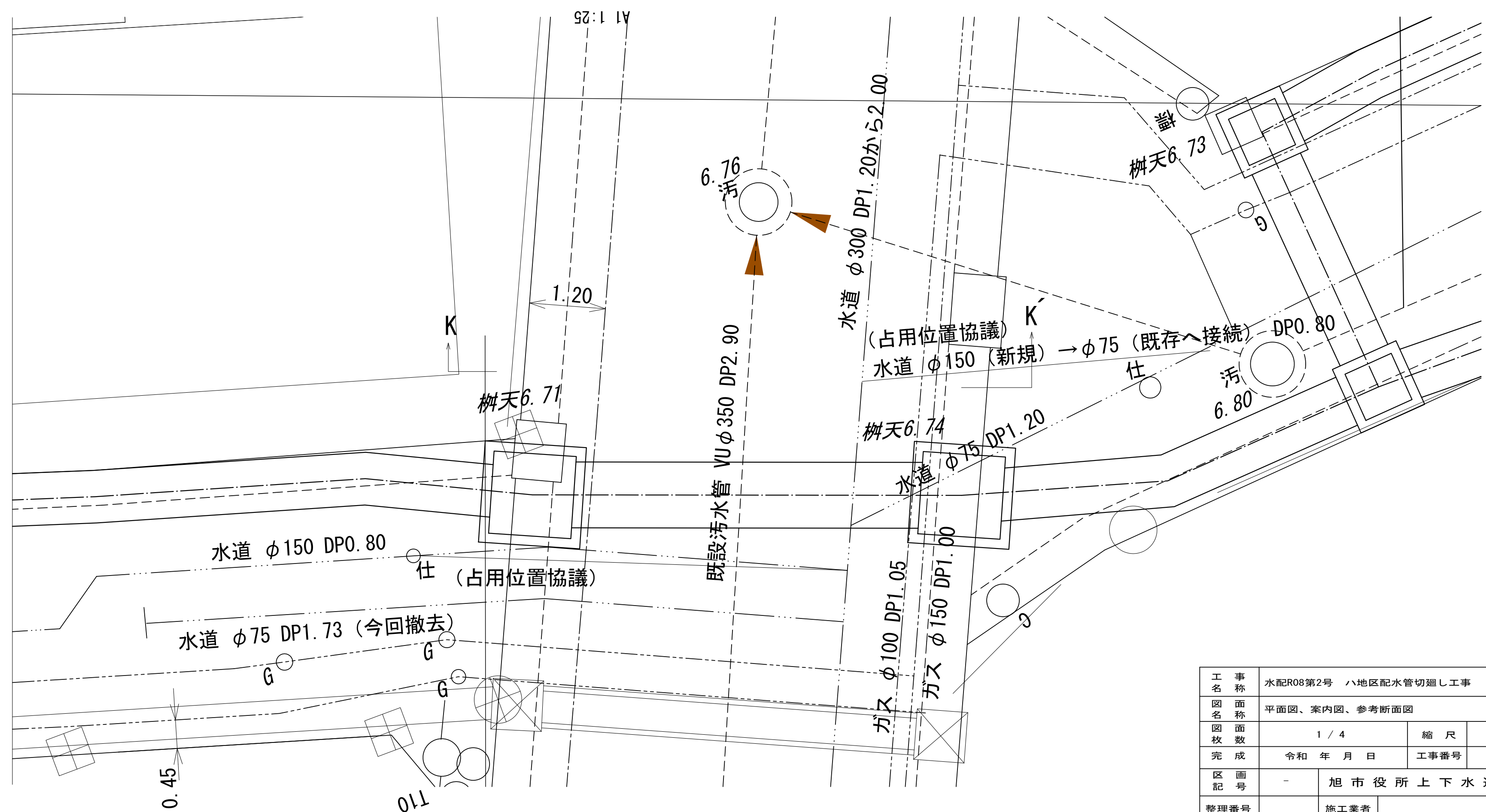
1. 工事写真は、標準仕様書「工事記録写真撮影要領」によるものとし、提出方法は「工事写真帳」として印刷した紙媒体とする。但し、監督職員が指示するものは、その内容で整理提出すること。

第 30 条 地元企業への受注機会の拡大

1. 本工事の施工に際し下請契約を締結する場合は、旭市内に本店又は営業所を有する者を選定又は工事に参加できるように努めること。
2. 市内産業の活用や地元雇用の創出など、多方面において地域社会の貢献に努めること。

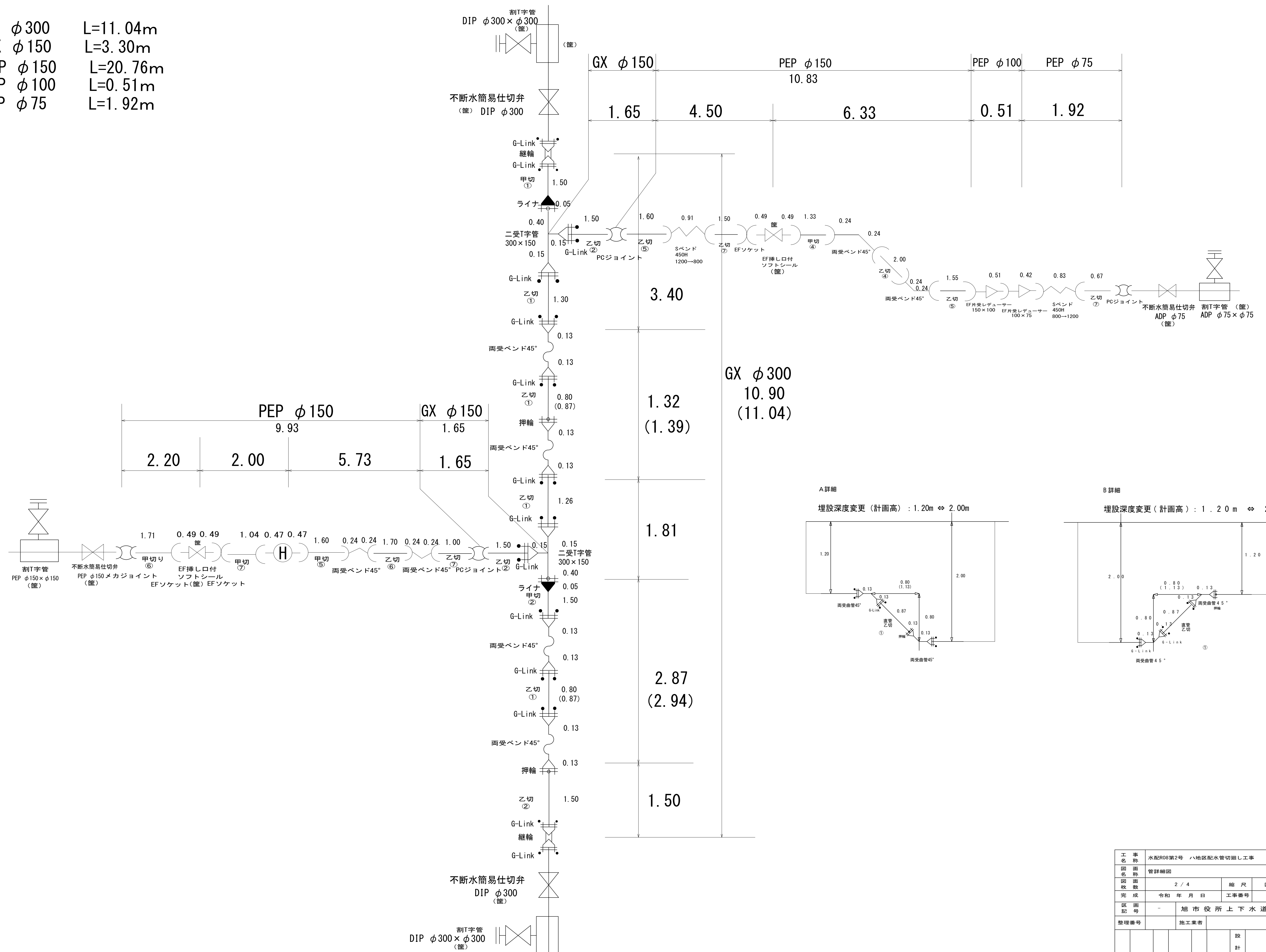
第 31 条 工事書類の簡素化

1. 受注者は、マニュアルを参考に工事書類の簡素化へ積極的に取り組むとともに、紙資源削減のため施工計画書や施工管理書類の一般的な内容は、両面印刷で作成するように努めること。但し、受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではありません。
2. 工事打合せ簿は施工状況などについて、発注者と受注者がお互いに確認し相違をおこさないために記録するものであることから、その趣旨を理解し設計図書の要求事項等を明確にするために必要最低限の作成に努めるものとする。また、契約図書に記載されている書類や施工体制台帳など提出様式が定められている書類は、処理、回答が不要であり受注者から発注者へ提出のみとなることから、工事打合せ簿の添付は不要とする。



工 事 名	水配R08第2号 ハ地区配水管切廻し工事				
図 面 名	平面図、案内図、参考断面図				
図 面 枚 数	1 / 4		縮 尺	図示	
完 成	令和 年 月 日		工事番号		
区 記 号	-		旭 市 役 所 上 下 水 道 課		
整理番号			施工業者		
			設 計		製 図

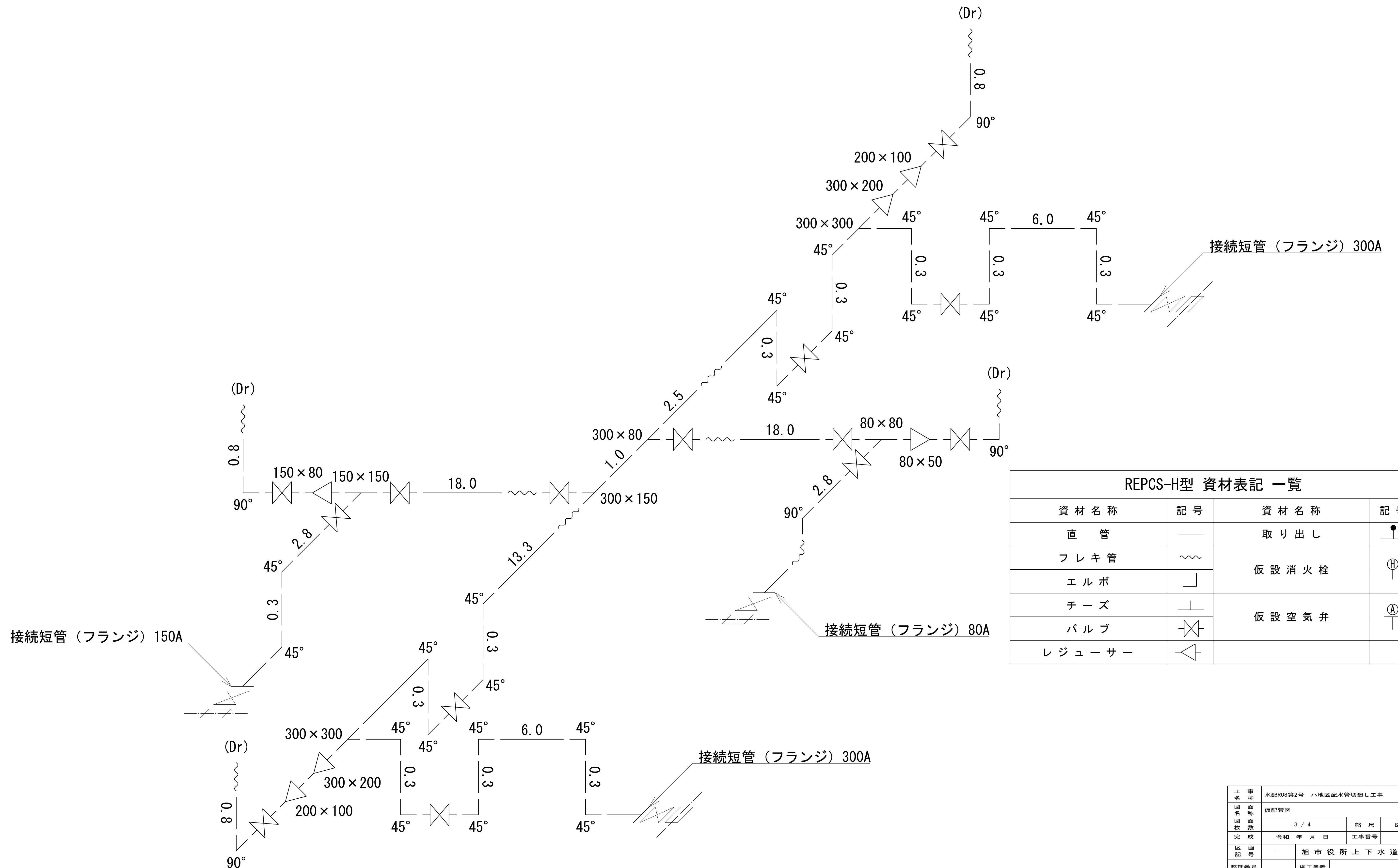
GX	ϕ 300	L=11.04m
GX	ϕ 150	L=3.30m
PEP	ϕ 150	L=20.76m
PEP	ϕ 100	L=0.51m
PEP	ϕ 75	L=1.92m

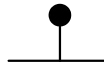
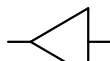


工 名	事 称	水配R08第2号 八地区配水管切廻し工事			
図 面 名	図 面 数	管詳細図			
図 面 数		2 / 4	縮 尺	図示	
完 成		令和 年 月 日	工事番号		
図 面 記 号	-	旭市役所上下水道課			
整理番号		施工業者			
				設 計	製 図

参考仮設配管図

H型300A

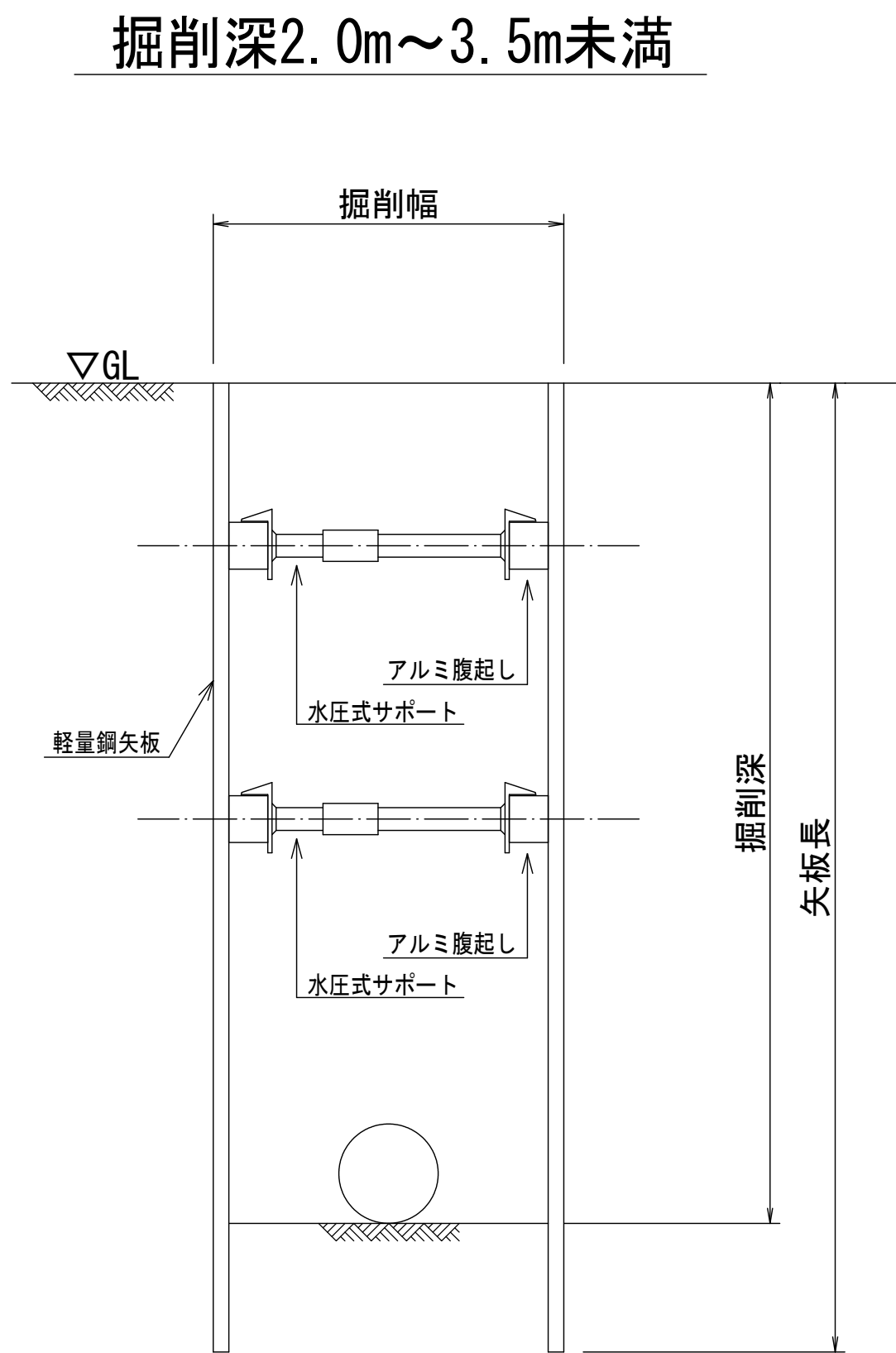
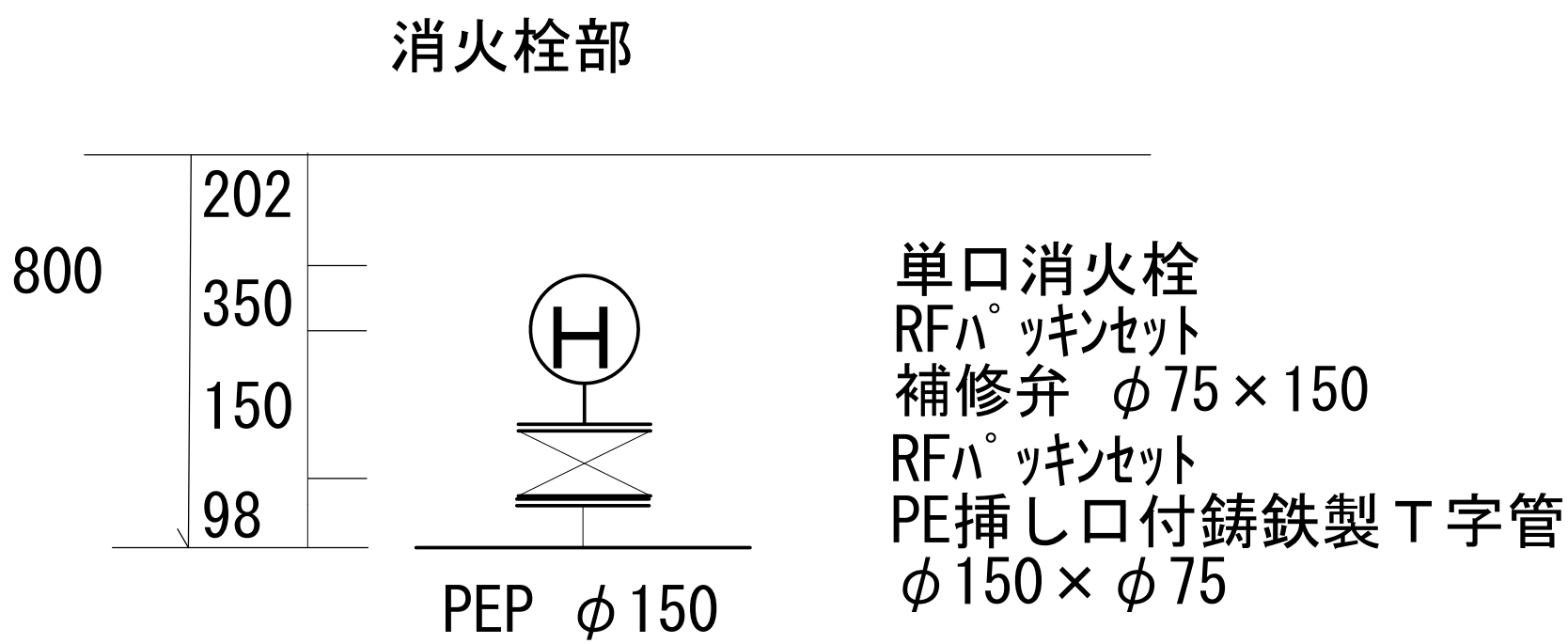
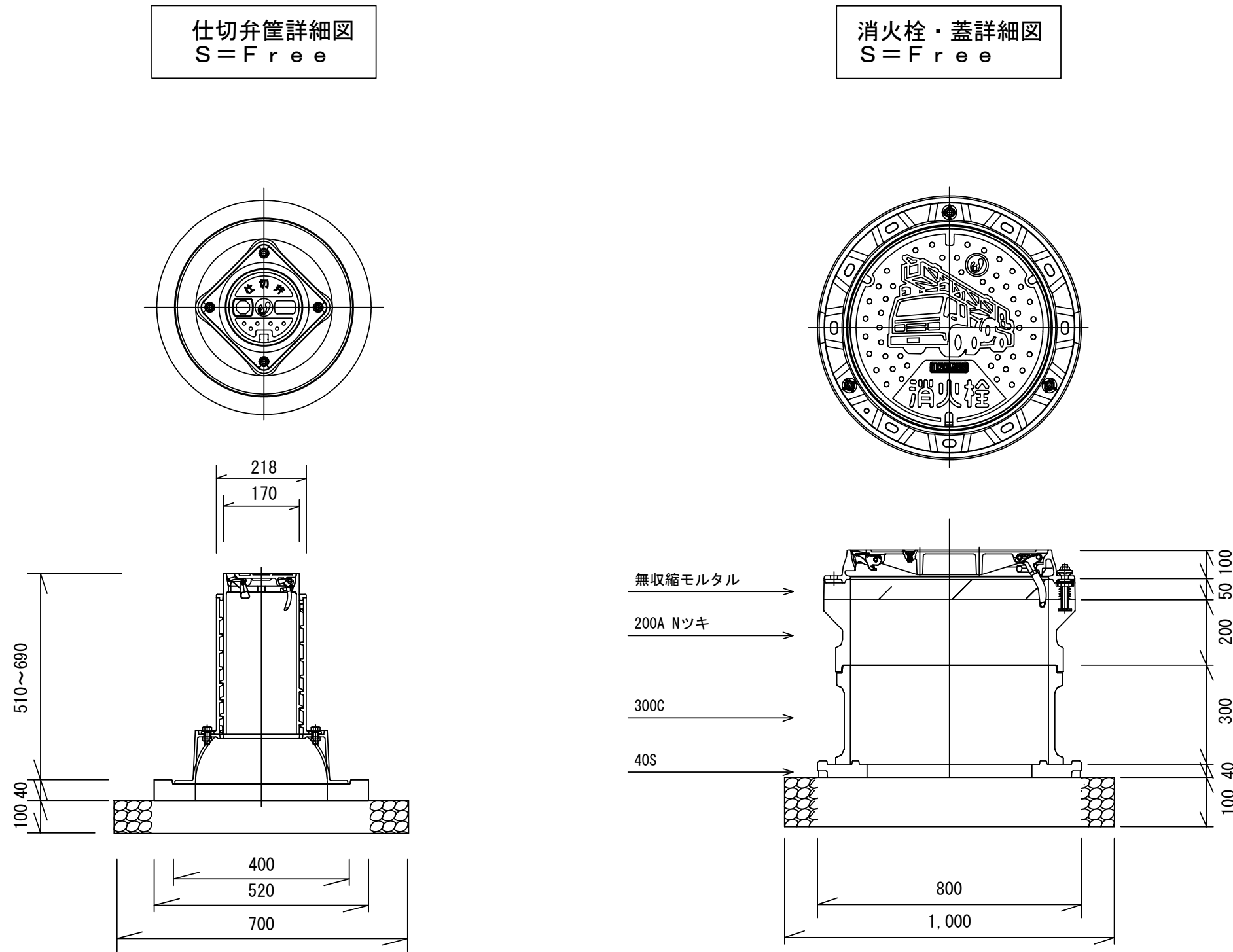


REPCS-H型 資材表記 一覧			
資 材 名 称	記 号	資 材 名 称	記 号
直 管	—	取 り 出 し	
フ レ キ 管		仮 設 消 火 栓	
エ ル ボ			
チ ー ズ		仮 設 空 気 弁	
バ ル ブ			
レ ジ ュ ー サ ー			

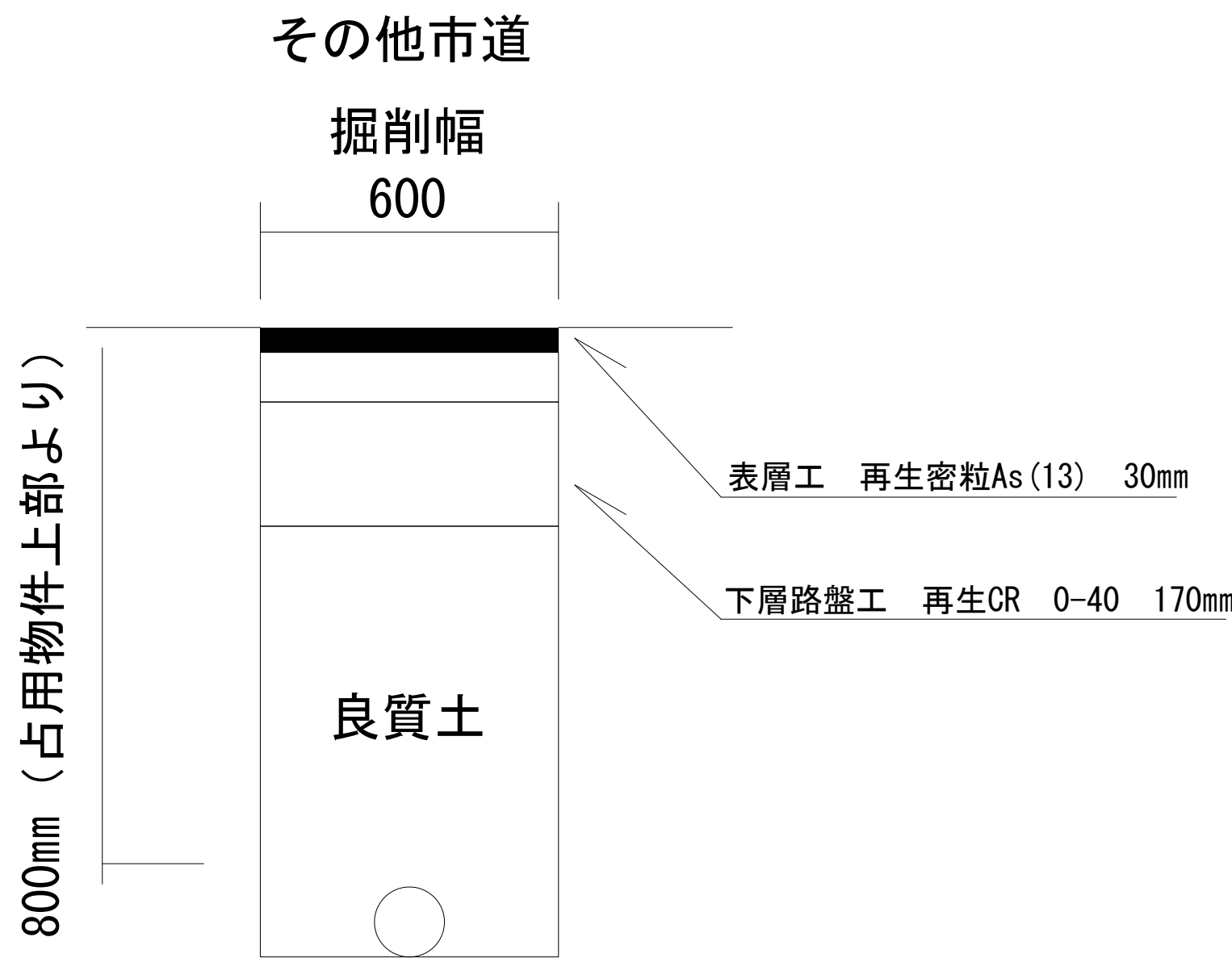
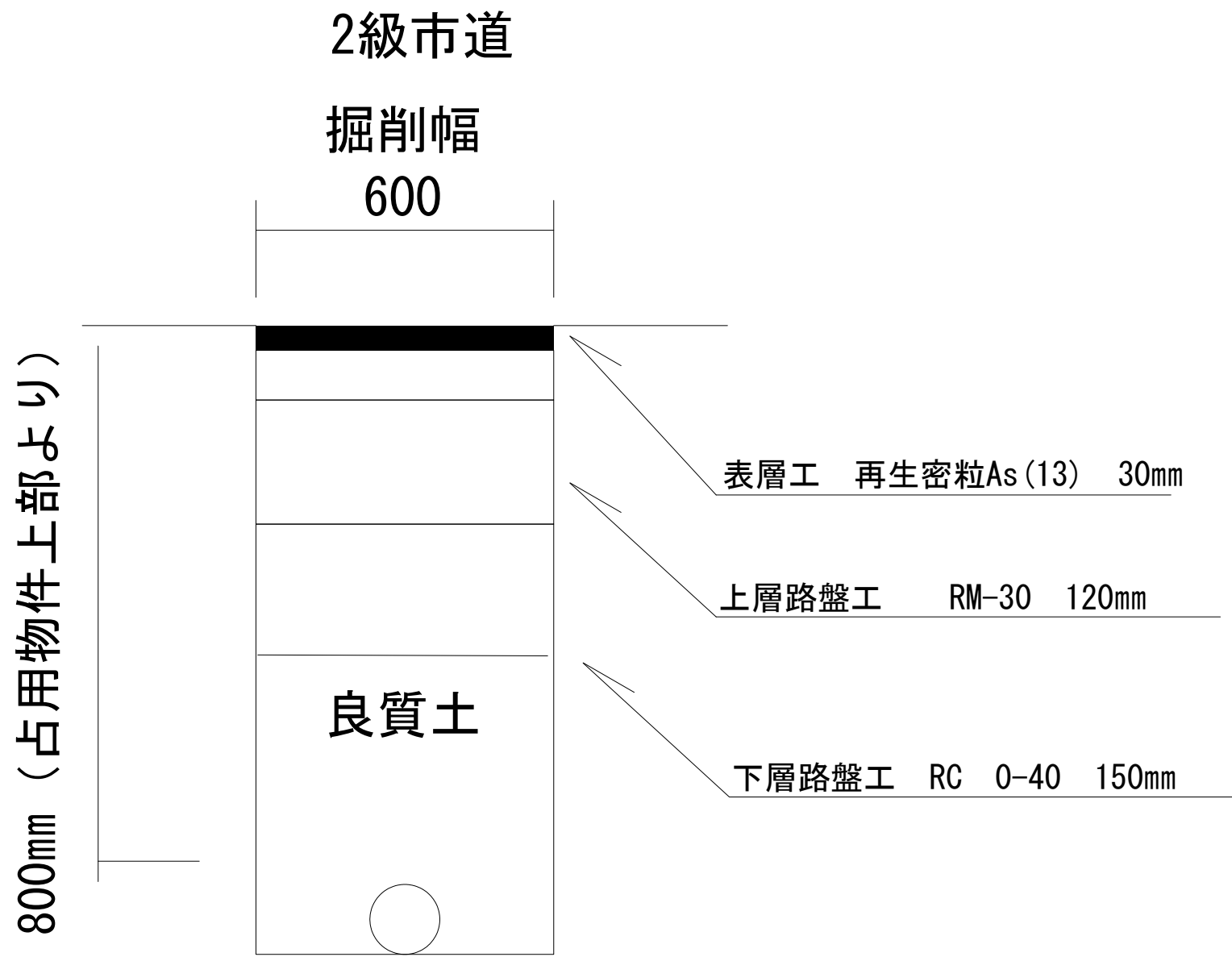
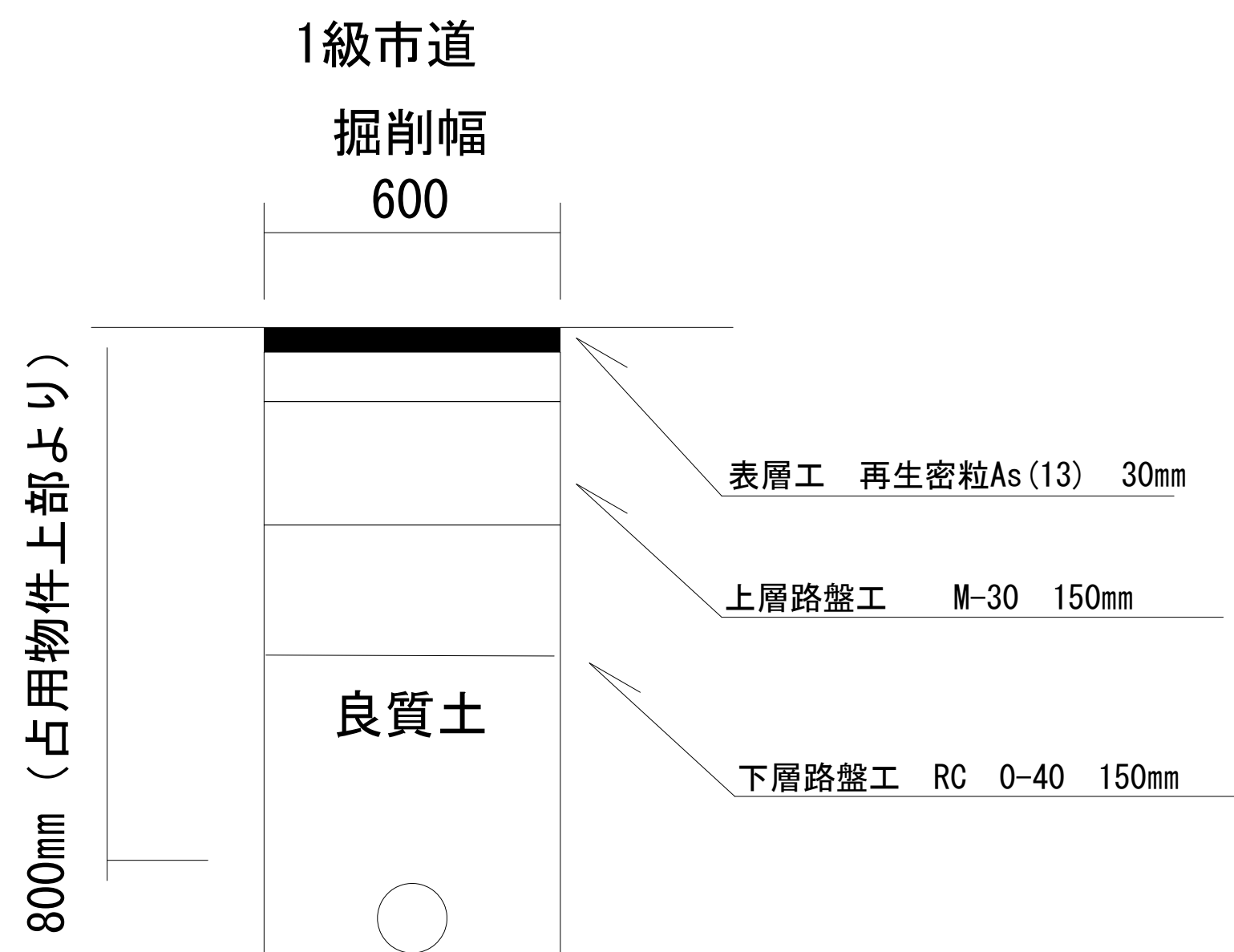
工 事 内 容	水配R08第2号 ハ地区配水管切廻し工事									
図 面 名 称	仮配管図									
図 面 枚 数	3 / 4				縮 尺		図 示			
完 成 日 期	令和 年 月 日				工事番号					
區 記 号	旭 市 役 所 上 下 水 道 課									
整理番号			施工業者							
						設 計		製 図		

詳細図

軽量鋼矢板建込標準図 S=1:NONE



復旧図 S=free



工 事 名	水配R08第2号 ハ地区配水管切廻し工事						
図 名	詳細図						
図 数	4 / 4			縮 尺	図 示		
完 成	令和 年 月 日			工事番号			
区 画 記 号	-		旭 市 役 所 上 下 水 道 課				
整理番号			施工業者				
					設 計		製 図

数量計算書 土工・仮復旧（配水管布設）

工種	数値 基準値	計算書 数値	計算式
舗装版切断	215 m	215.0 m	別紙①より
濁水処分	366 L	365.5 L	(布設) $215(m) \times 0.0017(m^3/m) \times 1000(l/m^3) = (L)$ ※比重は1L=1kgを想定 丸源起業(株)へ搬出（片道運搬距離：22.4km）
舗装版取壊	113 m ²	112.5 m ²	別紙①より
As殻運搬	6 m ³	5.6 m ³	(有) リサイクルシマダへ搬出（片道運搬距離：4.4km）
As殻処分	13 t	13.2 t	別紙①より
路盤掘削	30 m ³	27.9 m ³	別紙①より
路盤廃材運搬	30 m ³	27.9 m ³	路盤掘削に同じ (有) リサイクルシマダへ搬出（片道運搬距離：4.4km）
路盤廃材処分	56 t	55.8 t	$27.9(m^3) \times 2.00(t/m^3)$
土砂掘削	100 m ³	102.7 m ³	別紙①より
埋戻(発生土)	90 m ³	92.5 m ³	別紙①より
埋戻(購入土)	10 m ³	10.2 m ³	別紙①より
下層路盤 再生CR 0-40 t=150	84 m ²	83.6 m ²	別紙①より
下層路盤 再生CR 0-40 t=170	29 m ²	28.9 m ²	別紙①より
上層路盤 粒調碎石 0-30 t=120mm	31 m ²	30.9 m ²	別紙①より
上層路盤 粒調碎石 0-30 t=170mm	53 m ²	52.6 m ²	別紙①より
表層 再生密粒(13) t=30mm	113 m ²	112.5 m ²	舗装版取壊に同じ

数量計算書(布設土工) 別紙①

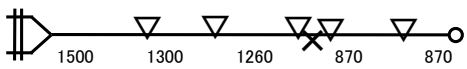
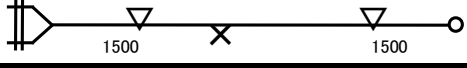
		舗装							上層路盤					下層路盤					土砂					
		延長 (m)	幅員 (m)	面積 (m2)	厚さ (m)	体積 (m3)	単位 重量	重量 (t)	厚さ (m)	面積 (m2)	体積 (m3)	単位 重量	重量 (t)	厚さ (m)	面積 (m2)	体積 (m3)	単位 重量	重量 (t)	掘削深 (m)	舗装・路盤 (m)	路盤掘 削 (m)	土砂厚 (m)	掘削量 (m3)	埋戻し量 (m3)
1	市道1-010号線	3.40	0.6	2.04	0.05	0.10	2.35	0.24	0.15	2.04	0.31	2.00	0.61	0.15	2.04	0.31	2.00	0.61	1.52	0.35	0.61	1.17	2.39	2.15
2		1.39	0.6	0.83	0.05	0.04	2.35	0.10	0.15	0.83	0.13	2.00	0.25	0.15	0.83	0.13	2.00	0.25	1.92	0.35	0.25	1.57	1.31	1.18
3		1.81	0.6	1.09	0.05	0.05	2.35	0.13	0.15	1.09	0.16	2.00	0.33	0.15	1.09	0.16	2.00	0.33	2.32	0.35	0.33	1.97	2.14	1.93
4		2.94	0.6	1.76	0.05	0.09	2.35	0.21	0.15	1.76	0.26	2.00	0.53	0.15	1.76	0.26	2.00	0.53	1.92	0.35	0.53	1.57	2.77	2.49
5		1.50	0.6	0.90	0.05	0.05	2.35	0.11	0.15	0.90	0.14	2.00	0.27	0.15	0.90	0.14	2.00	0.27	1.52	0.35	0.27	1.17	1.05	0.95
不断水仕切弁①		2.00	2.0	4.00	0.05	0.20	2.35	0.47	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	1.52	0.35	1.20	1.17	4.68	4.21
不断水仕切弁②		2.00	2.0	4.00	0.05	0.20	2.35	0.47	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	1.52	0.35	1.20	1.17	4.68	4.21
割T字管①		2.00	2.0	4.00	0.05	0.20	2.35	0.47	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	1.52	0.35	1.20	1.17	4.68	4.21
割T字管②		2.00	2.0	4.00	0.05	0.20	2.35	0.47	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	1.52	0.35	1.20	1.17	4.68	4.21
試掘1		2.00	2.0	4.00	0.05	0.20	2.35	0.47	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	1.52	0.35	1.20	1.17	4.68	4.21
試掘2		2.00	2.0	4.00	0.05	0.20	2.35	0.47	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	1.52	0.35	1.20	1.17	4.68	4.21
試掘3		2.00	2.0	4.00	0.05	0.20	2.35	0.47	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	1.52	0.35	1.20	1.17	4.68	4.21
仮配管		30.00	0.6	18.00	0.05	0.90	2.35	2.12	0.15	18.00	2.70	2.00	5.40	0.15	18.00	2.70	2.00	5.40	0.90	0.35	5.40	0.55	9.90	8.91
小計		55.04		52.62	0.05	2.63	2.35	6.18	0.15	52.62	7.89	2.00	15.79	0.15	52.62	7.89	2.00	15.79			15.79		52.32	47.09
6	市道2-065号線	4.16	0.6	2.50	0.05	0.12	2.35	0.29	0.10	2.50	0.25	2.00	0.50	0.15	2.50	0.37	2.00	0.75	1.38	0.30	0.62	1.08	2.70	2.43
7		9.25	0.6	5.55	0.05	0.28	2.35	0.65	0.10	5.55	0.56	2.00	1.11	0.15	5.55	0.83	2.00	1.67	0.98	0.30	1.39	0.68	3.77	3.40
8		1.50	0.6	0.90	0.05	0.05	2.35	0.11	0.10	0.90	0.09	2.00	0.18	0.15	0.90	0.14	2.00	0.27	1.38	0.30	0.23	1.08	0.97	0.87
不断水仕切弁③		2.00	2.0	4.00	0.05	0.20	2.35	0.47	0.10	4.00	0.40	2.00	0.80	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	1.38	0.30	1.00	1.08	4.32	3.89
割T字管③		2.00	2.0	4.00	0.05	0.20	2.35	0.47	0.10	4.00	0.40	2.00	0.80	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	1.38	0.30	1.00	1.08	4.32	3.89
試掘4		2.00	2.0	4.00	0.05	0.20	2.35	0.47	0.10	4.00	0.40	2.00	0.80	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	1.20	0.30	1.00	0.90	3.60	3.24
試掘5		2.00	2.0	4.00	0.05	0.20	2.35	0.47	0.10	4.00	0.40	2.00	0.80	0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	1.20	0.30	1.00	0.90	3.60	3.24
仮配管		10.00	0.6	6.00	0.05	0.30	2.35	0.71	0.10	6.00	0.60	2.00	1.20	0.15	6.00	0.90	2.00	1.80	0.90	0.30	1.50	0.60	3.60	3.24
小計		22.91		30.95	0.05	1.55	2.35	3.64	0.10	30.95	3.09	2.00	6.19	0.15	30.95	4.64	2.00	9.28			7.74		26.88	24.19
9	市道A-4014号線	2.65	0.6	1.59	0.05	0.08	2.35	0.19						0.15	1.59	0.24	2.00	0.48	2.18	0.20	0.24	1.98	3.15	2.83
10		2.66	0.6	1.60	0.05	0.08	2.35	0.19						0.15	1.60	0.24	2.00	0.48	1.58	0.20	0.24	1.38	2.20	1.98
11		6.27	0.6	3.76	0.05	0.19	2.35	0.44						0.15	3.76	0.56	2.00	1.13	0.98	0.20	0.56	0.78	2.93	2.64
不断水仕切弁④		2.00	2.0	4.00	0.05	0.20	2.35	0.47						0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	0.98	0.20	0.60	0.78	3.12	2.81
割T字管④		2.00	2.0	4.00	0.05	0.20	2.35	0.47						0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	0.98	0.20	0.60	0.78	3.12	2.81
試掘6		2.00	2.0	4.00	0.05	0.20	2.35	0.47						0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	0.80	0.20	0.60	0.60	2.40	2.16
試掘7		2.00	2.0	4.00	0.05	0.20	2.35	0.47						0.15	4.00	0.60	2.00	1.20	0.80	0.20	0.60	0.60	2.40	2.16
仮配管		10.00	0.6	6.00	0.05	0.30	2.35	0.71						0.15	6.00	0.90	2.00	1.80	0.90	0.20	0.90	0.70	4.20	3.78
小計		29.58		28.95	0.05	1.45	2.35	3.40						0.15	28.95	4.34	2.00	8.68			4.34		23.53	21.17
合計		107.5		112.5		5.6		13.2		83.6	11.0		22.0		112.5	16.9		33.8			27.9		102.7	92.5

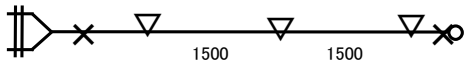
数量計算書 土工・仮復旧（仮配水管撤去）

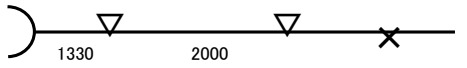
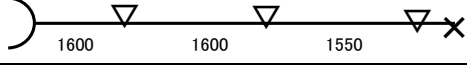
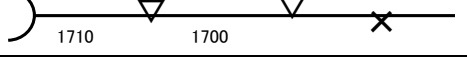
工種	数値 基準値	計算書 数値	計算式
舗装版切断	m	m	
濁水処分	L	L	
舗装版取壊	30 m2	30.0 m2	別紙②より
As殻運搬	2 m3	1.5 m3	（有）リサイクルシマダへ搬出（片道運搬距離：4.4km）
As殻処分	4 t	3.5 t	別紙②より
路盤掘削	10 m3	7.8 m3	別紙②より
路盤廃材運搬	10 m3	7.8 m3	（有）リサイクルシマダへ搬出（片道運搬距離：4.4km）
路盤廃材処分	16 t	15.6 t	別紙②より
土砂掘削	20 m3	17.7 m3	別紙②より
埋戻 （発生土）	20 m3	15.9 m3	別紙②より
埋戻 （購入土）	2 m3	1.8 m3	別紙②より
下層路盤 再生CR 0-40 t=150mm	24 m2	24.0 m2	別紙②より
下層路盤 再生CR 0-40 t=170mm	6 m2	6.0 m2	別紙②より
上層路盤 粒調碎石 0-30 t=120mm	6 m2	6.0 m2	別紙②より
上層路盤 粒調碎石 0-30 t=170mm	24 m2	24.0 m2	別紙②より
表層 再生密粒(13) t=30mm	30 m2	30.0 m2	別紙②より

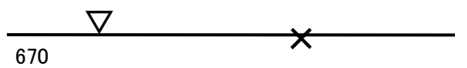
数量計算書(撤去土工) 別紙②

		舗装							上層路盤					下層路盤					土砂						
		延長 (m)	幅員 (m)	面積 (m2)	厚さ (m)	体積 (m3)	単位 重量	重量 (t)	厚さ (m)	面積 (m2)	体積 (m3)	単位 重量	重量 (t)	厚さ (m)	面積 (m2)	体積 (m3)	単位 重量	重量 (t)	掘削深 (m)	舗装+路盤 (m)	路盤掘削 (m)	土砂厚 (m)	掘削量 (m3)	埋戻し量 (m3)	
仮配管	市道1-010号線	30.00	0.6	18.00	0.05	0.90	2.35	2.12	0.15	18.00	2.70	2.00	5.40	0.15	18.00	2.70	2.00	5.40	0.90	0.35	5.40	0.55	9.90	8.91	
小計		30.00		18.00	0.05	0.90	2.35	2.12	0.15	18.00	2.70	2.00	5.40	0.15	18.00	2.70	2.00	5.40			5.40		9.90	8.91	
仮配管	市道2-065号線	10.00	0.6	6.00	0.05	0.30	2.35	0.71	0.10	6.00	0.60	2.00	1.20	0.15	6.00	0.90	2.00	1.80	0.90	0.30	1.50	0.60	3.60	3.24	
小計		10.00		6.00	0.05	0.30	2.35	0.71	0.10	6.00	0.60	2.00	1.20	0.15	6.00	0.90	2.00	1.80			1.50		3.60	3.24	
仮配管	市道A-4014号線	10.00	0.6	6.00	0.05	0.30	2.35	0.71						0.15	6.00	0.90	2.00	1.80	0.90	0.20	0.90	0.70	4.20	3.78	
小計		10.00		6.00	0.05	0.30	2.35	0.71						0.15	6.00	0.90	2.00	1.80			0.90		4.20	3.78	
合計		50.0		30.0		1.5		3.5		24.0	3.3		6.6		30.0	4.5		9.0			7.8		17.7	15.9	

切管調書								
【GX-DIP φ300 切管】								
(▽は切断位置、▶は溝切・ロックリング加工を示す)								
番号	長さ					切断のみ	切断 溝切 ロックリング 加工	摘要
	受口切管	両口・挿口切管	切管計	残管	計			
①			5800	200	6000	5	0	
②			3000	3000	6000	2		
計	直管本数 2 本			3200		7	0	

【GX-DIP φ150 切管】								
(▽は切断位置、▶は溝切・ロックリング加工を示す)								
番号	長さ					切断のみ	切断 溝切 ロックリング 加工	摘要
	受口切管	両口・挿口切管	切管計	残管	計			
③			3000	2000	5000	3	0	
計	直管本数 1 本			2000		3	0	

切管調書								
【PEP φ150 切管】								
(▽は切断位置を示す)								
番号	長さ					切断	溝切 加工	摘要
	受口切管	両口・挿口切管	切管計	残管	計			
④			3330	1670	5000	2		
⑤			4750	250	5000	3		
⑥			3410	1590	5000	2		
⑦			3540	1460	5000	3		
計	直管本数 3 本			4970		10		

切管調書								
【PEP φ75 切管】※プレーンエンド								
(▽は切断位置を示す)								
番号	長さ					切断	溝切 加工	摘要
	受口切管	両口・挿口切管	切管計	残管	計			
⑧			670	4330	5000	1		
計	直管本数 1 本			4230		1		